○鹿児島大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則

令和元年７月18日

規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第70条の２第２項の規定に基づき、鹿児島大学（以下「本学」という。）における共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関（以下「学外機関等」という。）から受け入れる経費等を活用して設置運営し、当該研究の進展及び充実に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　共同研究講座　講座において行われる教育研究のうち研究に相当するものを学外機関等と共同して実施するもので、学外機関等から受け入れた共同研究経費により、人件費、研究費、旅費及びその他運営に必要な経費を賄うものをいう。

(2)　共同研究部門　研究部門において行われる研究に相当するものを学外機関等と共同して実施するもので、学外機関等から受け入れた共同研究経費により、人件費、研究費、旅費及びその他必要な経費を賄うものをいう。

(3)　共同研究講座等教員　共同研究講座等に専任として勤務し、共同研究に従事する特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教をいう。

(4)　部局　各学部、各研究科、附属病院、各機構、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

(5)　部局長　前号に規定する部局の長をいう。

（名称）

第４条　共同研究講座等には、当該共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付する。

２　共同研究講座等の名称は、学外機関等から申出があった場合は、学外機関等の名称が明らかとなるような字句を付することができる。

（設置の申請）

第５条　部局長は、学外機関等から共同研究講座等の設置の申込があった場合において、当該共同研究講座等の設置が、本学における教育研究の進展及び充実に資すると認めたときは、当該部局の教授会又はそれに代わる機関の議を経て、学長にその設置を申請する。

２　前項の申込及び申請に必要な書類については別に定める。

（設置の決定）
第６条　学長は、前条の申請内容が、本学の教育研究の進展及び充実に寄与すると認めたときは、当該共同研究講座等の設置を決定するものとする。
（設置の通知及び報告）
第７条　学長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、その旨を速やかに当該部局長及び契約担当役に通知するとともに、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告する。
（契約の締結）
第８条　契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに当該学外機関等と、共同研究講座等設置契約書により契約を締結するものとする。
（設置期間）
第９条　共同研究講座等の設置期間は、原則として２年以上５年以下とする。
２　共同研究講座等の設置期間は、更新することができる。この場合の手続きは、設置の例による。
（共同研究講座等の構成）
第10条　共同研究講座等には、少なくとも教授相当者又は准教授若しくは講師相当者１名及び准教授若しくは講師相当者又は助教相当者１名の教員を置くこととする。ただし、学長が共同研究講座等の運営上特に支障がないと認めた場合は、教員１名を置くことができる。
２　共同研究員講座等教員の選考は、鹿児島大学の教員の資格に関する規則（平成16年規則第70号）に準じて行う。
３　共同研究講座等には、国立大学法人鹿児島大学共同研究取扱規則（平成19年規則第75号。以下「共同研究取扱規則」という。）第２条第５号に規定する学外共同研究員を受け入れることができる。
４　共同研究講座等の協力教員として、本学教員を参画させることができる。
（共同研究講座等教員の職務）
第11条　共同研究講座等教員は、当該共同研究講座等における教育研究に従事するほか、部局長が必要と認めた場合は、当該共同研究講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。
（研究経費の受入）
第12条　学外機関等から受け入れる共同研究講座等の経費は、その設置期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。
２　前項の経費は、共同研究講座等の運営及び研究の実施等に必要な人件費、謝金、旅費、施設使用料、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究講座等に関連して直接経費以外に必要となる間接的な経費（以下「間接経費

（研究管理経費）という。」の合算額とする。

３　前項の間接経費（研究管理経費）は、直接経費の30％に相当する額とする。

（研究実績報告）

第13条　共同研究講座等教員は、当該年度の研究実績状況を取りまとめ、別に定める実績報告書を翌年度４月末日までに部局長に提出するものとする。ただし、共同研究講座等の設置期間が終了する年度においては、当該設置期間が終了した日から１月以内に提出するものとする。

２　部局長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合は、学長に報告するものとする。

（設置後の変更）

第14条　共同研究講座等が設置された後において、その内容等を大きく変更する場合の手続は、設置の例による。

（共同研究の取扱い）

第15条　この規則に定めるもののほか、共同研究講座等で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究取扱規則の定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、共同研究取扱規則第10条に規定する学外共同研究員の研究料は、学外機関等との協議により免除することができる。

（雑則）

第16条　特別の事情によりこの規則に定めるところによることができない場合又は本規則によることが著しく不適当であると本学及び学外機関等が認める場合は、本学及び学外機関等との合意に基づき別段の取扱いをすることができる。

２　この規則に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関し必要な事項は、各部局長が定め、学長に報告するものとする。

附　則

この規則は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月30日から施行し、令和元年９月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和３年９月22日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年３月17日から施行する。